

県立野市総合公園再整備方針検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 のいち動物公園を含む県立野市総合公園における公園施設や獣舎等の施設整備や動物の飼育、展示のあり方等の課題について、今後の30年を見据えた再整備の方針を検討するため、県立野市総合公園再整備方針検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 施設の老朽化に伴う計画的な整備のあり方
- (2) 飼育動物の高齢化と再導入の困難化
- (3) のいち動物公園の特色を活かした植栽・植物管理
- (4) 持続可能な管理運営体制のあり方
- (5) 未整備の公園区域のあり方
- (6) その他委員会において必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学識経験者
- (2) 行政関係者
- (3) 観光関係又は利用者団体
- (4) その他委員長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は令和6年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員より選出する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見または説明を聴くことができる。

5 委員会は、必要に応じて専門部会を設け、専門家等の意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、高知県土木部公園下水道課内に置く。

(事務局員)

第8条 委員会の事務局員は、高知県土木部公園下水道課、中央東土木事務所、公益財団法人高知県のいち動物公園協会の職員である者とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年11月24日から施行する。

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。